

二級建築士又は木造建築士 免許申請・試験手数料の改正について

令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 12 号）において 二級建築士等の免許申請・試験手数料の額が引き上げられます。

このことを受けて愛知県は二級建築士又は木造建築士に関わる免許申請手数料及び試験手数料の額を改正する愛知県手数料条例の一部を改正する条例を公布しました。

施行日は、令和元年 10 月 1 日となっています。

○建築士法第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく
二級建築士又は木造建築士免許申請手数料

（現行）19,200 円 ⇒ （改正後）19,300 円

○建築士法第 13 条の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の試験手数料

（現行）17,700 円 ⇒ （改正後）17,900 円